

石垣市財務規則(昭和58年石垣市規則第2号)の新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(最低制限価格)</p> <p>第104条 契約担当者は、当該契約の内容に適合した履行を確保するため必要があると認めるときは、市長の承認を得てその契約の種類及び金額に応じ第97条の規定により決定した予定価格の<u>10分の6から10分の9.44までの範囲</u>で最低制限価格を定めることができる。</p> <p>2～3 略</p>	<p>(最低制限価格)</p> <p>第104条 契約担当者は、当該契約の内容に適合した履行を確保するため必要があると認めるときは、市長の承認を得てその契約の種類及び金額に応じ第97条の規定により決定した予定価格の<u>10分の6以上</u>で最低制限価格を定めることができる。</p> <p>2～3 略</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成28年4月1日から施行する。</p>